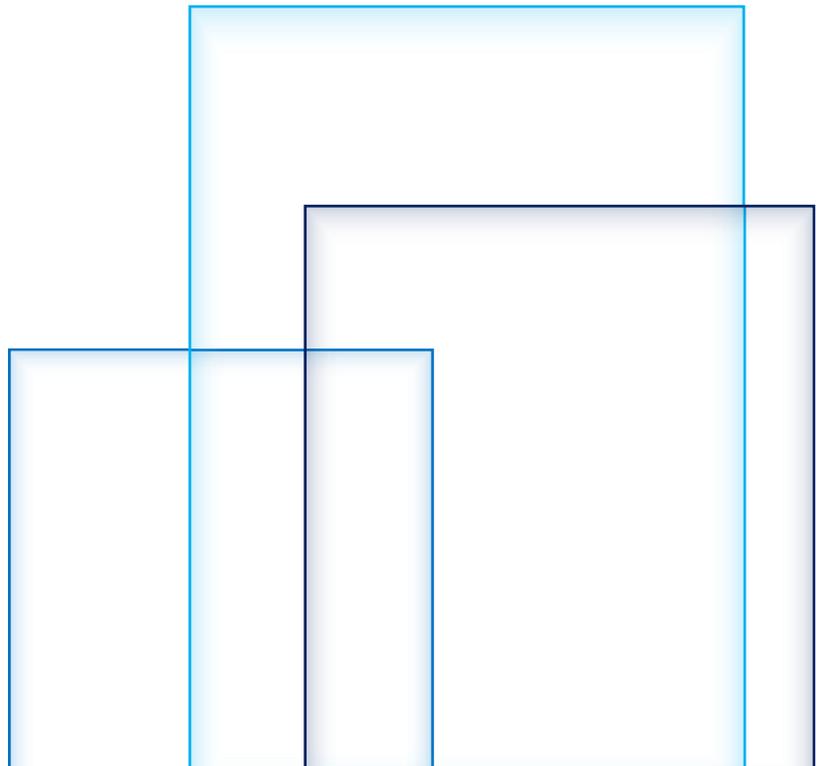


公営住宅 管理・運営状況

－ 事業主体別 個票集 －



目次

保証人規定を残している事業主体

A (約 4,000 戸) …… 1	E (約 5,600 戸) …… 5	I (約 2,900 戸) …… 9
B (約 1,100 戸) …… 2	F (約 2,100 戸) …… 6	J (約 900 戸) …… 10
C (10,000 戸以上) …… 3	G (約 2,400 戸) …… 7	K (約 1,300 戸) …… 11
D (約 6,100 戸) …… 4	H (約 4,000 戸) …… 8	

保証人規定を削除した事業主体

L (約 3,600 戸) …… 12	Q (約 2,900 戸) …… 21	V (約 100 戸) …… 28
M (約 1,000 戸) …… 14	R (約 210 戸) …… 23	W (約 300 戸) …… 29
N (約 100 戸) …… 16	S (約 600 戸) …… 24	X (約 100 戸) …… 30
O (10,000 戸以上) …… 18	T (約 400 戸) …… 25	Y (約 110 戸) …… 32
P (10,000 戸以上) …… 20	U (約 1,200 戸) …… 26	

注：上記アルファベットは、報告書と連動。
()内の戸数は、管理戸数。

本個票集は、当局が実地調査した事業主体における公営住宅の管理・運営状況等を、他の事業主体の参考として紹介するものです。

(注) 個票中の「国土交通省から保証人規定の見直しを求める通知」とは、「公営住宅への入居に際しての取扱いについて」(平成 30 年 3 月 30 日付け国住備第 503 号国土交通省住宅局住宅総合整備課長通知) 及び『「公営住宅管理標準条例(案)について」の改正について」(平成 30 年 3 月 30 日付け国住備第 505 号国土交通省住宅局長通知) です。

保証人規定を残している事業主体（個票）

管理戸数	約 4,000 戸	直営・委託の別	委託（入退去・家賃収納・管理等）		
保証人規定の内容					
保証人の人数	自然人又は法人 1 人	種 別	連帯保証人		
保証人の要件 （自然人）	下記要件を具備する者 ・入居者と同程度以上の収入を有すること ・入居者と生計を一としていない者であること				
極度額	入居当初家賃の 6 か月相当分				
免除（減員を含む）	次のいずれかに該当する者で、どうしても保証人が見つからない場合 ・生活保護受給者（代理納付適用者） ・単身高齢者（60 歳以上） ・外国人留学生（大学等による機関保証制度加入者） ・その他特に居住の安定を図る必要があるものとして別に定める者				
機関保証	下記要件のうちいずれかに該当する法人（入居者及び同居者が代表を務める法人を除く） ①入居者又は同居人の勤務先である法人 ②入居者の親族が経営する法人 ③居住支援を行う特定非営利活動法人				
家賃債務保証業者	利用無し				
保証人に対する滞納家賃の請求状況					
請求の有無	有り				
請求の実績	令和 2 年度：89 世帯、3 年度：50 世帯				
保証人の確保が困難な人への対応					
	平成 30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	計
免 除（実績）	0 件	0 件	3 件	10 件	13 件
機関保証（実績）	0 件	0 件	1 件	0 件	1 件
入居辞退の発生状況					
	平成 30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	計
入居辞退件数	7 件	13 件	8 件	10 件	38 件
うち、保証人を 確保できず入居 辞退した者	0 件	0 件	1 件	3 件	4 件
保証人規定を残している理由					
保証人の確保が困難な場合には免除することとしているため					
他の事業主体では保証人規定を残しているため					
保証人の存在により、滞納に対して一定の抑止効果が見込まれるため					
家賃収納率の推移 （現年度）	平成 29 年度	30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度
	98.6%	98.7%	98.6 %	99.1 %	99.0 %
備 考					
当該事業主体では、平成 28 年度までは公営住宅の入居に当たり 2 人の連帯保証人を求めていたが、連帯保証人を 2 人確保することが困難な状況が見られたことや、他の自治体の状況等も踏まえ、平成 29 年度から求める連帯保証人の人数を 2 人から 1 人に減らしている。また、令和 2 年度からは、上記のとおり連帯保証人を免除する規定を設けており、保証人が確保できなくても入居できる状況を段階的に拡大してきている。					

保証人規定を残している事業主体（個票）

管理戸数	約 1,100 戸	直営・委託の別	直営		
保証人規定の内容					
保証人の人数	自然人 1 人	種 別	連帯保証人		
保証人の要件 (自然人)	下記要件を具備する者（例外有り） ・入居者と同程度以上の収入を有する者 ・公営住宅に入居していない者 ・当該事業主体又は当該事業主体に隣接する市又は当該圏域に居住している者				
極度額	入居当初家賃の 15 か月分（上限 30 万円）				
免除(減員を含む)	無し				
機関保証	無し				
家賃債務保証業者	—				
保証人に対する滞納家賃の請求状況					
請求の有無	有り				
請求の実績	令和元年度：4 世帯、2 年度：3 世帯、3 年度：2 世帯				
保証人の確保が困難な人への対応					
	平成 30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	計
免 除 (実績)	—	—	—	—	—
機関保証 (実績)	—	—	—	—	—
入居辞退の発生状況					
	平成 30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	計
入居辞退件数	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
うち、保証人を 確保できず入居 辞退した者	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
保証人規定を残している理由					
入居者緊急時の連絡先等、家賃債務保証以外の役割を保証人に求めているため					
保証人の存在により、滞納に対して一定の抑止効果が見込まれるため					
家賃収納率の推移 (現年度)	平成 29 年度	30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度
	96.6%	97.0%	97.1%	97.6%	97.0%
備 考					
特に無し					

保証人規定を残している事業主体（個票）

管理戸数	10,000 戸以上	直営・委託の別	委託（入退去・家賃収納（一部）・管理等）		
保証人規定の内容					
保証人の人数	自然人又は法人 1 人	種 別	連帯保証人		
保証人の要件 （自然人）	下記要件を具備する者 ・独立の生計を営み、かつ、弁済をする資力を有し、公租公課の滞納がない者 ・当該事業主体内に居住・勤務している者又は入居者の親族である者 ・日本国籍を有する者、又は特別永住者若しくは中長期在留者				
極度額	入居当初家賃の 12 か月分				
免除（減員を含む）	次の事由に該当する者については免除する。 ・生活保護受給者（代理納付利用者） ・DV 被害者 ・家賃債務保証業者に申込みをしたが否認された者 ・その他特別の事情がある者				
機関保証	当該事業主体と協定を締結する家賃債務保証業者（1 社）				
家賃債務保証業者	利用有り（令和 3 年 4 月～） ※初回保証委託料：初回・・・月額家賃等の 50%（年額）。1 万円未満の場合は 1 万円 2 年目以降・・・1 万円（年額）				
保証人に対する滞納家賃の請求状況					
請求の有無	無し				
請求の実績	—				
保証人の確保が困難な人への対応					
	平成 30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	計
免 除（実績）	0 件	2 件	4 件	12 件	18 件
機関保証（実績）	—	—	—	74 件	74 件
入居辞退の発生状況					
	平成 30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	計
入居辞退件数	26 件	28 件	30 件	29 件	113 件
うち、保証人を 確保できず入居 辞退した者	（不明）	（不明）	1 件	0 件	1 件
保証人規定を残している理由					
保証人への滞納家賃の請求、保証人を通じた入居者本人への納付督促など、保証人を活用できないことによる滞納家賃の増加が懸念されるため					
家賃収納率の推移 （現年度）	平成 29 年度	30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度
	99.5%	99.4%	99.5%	99.6%	99.6%
備 考					
当該事業主体では、家賃債務保証業者による機関保証を導入しており、入居者（契約者）には年額 1 万円程度の利用料がかかるものの、身寄りがなく自然人の保証人を確保できないことで公営住宅に入居できないということが生じないよう配慮している。また、保証業者の審査が通らず契約できなかった者に対しては保証人の確保を免除することとしている（特徴的な取組事例集No.6 参照）。					

保証人規定を残している事業主体（個票）

管理戸数	約 6,100 戸	直営・委託の別	委託（入退去・家賃収納・管理等）		
保証人規定の内容					
保証人の人数	自然人 1 人又は法人（いずれも可）	種 別	連帯保証人		
保証人の要件 （自然人）	下記要件を具備する者 ・国内に在住していること ・市町村・県民税又は固定資産税の課税完納者（公営住宅居住者は家賃滞納がない者） ・日本国籍を有する者、永住者又は特別永住者				
極度額	入居当初家賃の 12 か月分				
免除（減員を含む）	無し				
機関保証	有り（令和 4 年 4 月から法人による保証も可としている）				
家賃債務保証業者	現時点において特定の事業者との契約等はなし				
保証人に対する滞納家賃の請求状況					
請求の有無	無し				
請求の実績	—				
保証人の確保が困難な人への対応					
	平成 30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	計
免 除（実績）	—	—	—	—	—
機関保証（実績）	—	—	—	—	—
入居辞退の発生状況					
	平成 30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	計
入居辞退件数	45 件	63 件	40 件	34 件	182 件
うち、保証人を 確保できず入居 辞退した者	7 件	3 件	6 件	4 件	20 件
保証人規定を残している理由					
<p>保証人への滞納家賃の請求、保証人を通じた入居者本人への納付督促など、保証人を活用できないことによる滞納家賃の増加が懸念されるため</p> <p>家賃を滞納した入居者と連絡が取れない、納付に応じない等の状況になった際、保証人を通じ入居者に連絡してもらうことにより、滞納解消につながることも多く、保証人規定を廃止することによる家賃滞納の増加が懸念されるため</p> <p>入居者緊急時の連絡先等、家賃債務保証以外の役割を保証人に求めているため</p> <p>保証人には家賃の支払いを担保してもらう役割があるだけでなく、有事の緊急連絡先は複数あった方が良いという観点から。</p>					
家賃収納率の推移 （現年度）	平成 29 年度	30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度
	99.6%	99.7%	99.8%	99.8%	99.9%
備 考					
<p>当該事業主体では、滞納整理の早期着手を徹底することにより、生活困窮等が滞納の原因である場合において滞納が累積する前に福祉サービスを受けられる様、制度の紹介や、関連する福祉部局等の担当者に取り次ぐことにより、入居者の生活安定と収入未済額縮減の両立に努めている。こうした取組等により 99% 台の高い家賃収納率を保持している（特徴的な取組事例集No.1 参照）。</p>					

保証人規定を残している事業主体（個票）

管理戸数	約 5,600 戸	直営・委託の別	委託（入退去・家賃収納・管理等）		
保証人規定の内容					
保証人の人数	自然人 1 人、どうしても確保できない場合は法人も可	種 別	連帯保証人		
保証人の要件 （自然人）	下記要件を具備する者 ・当該事業主体内在住又は同区域中心部より車等で 2 時間以内に到着できる住所の者 ・保証能力のある親族（公営住宅に入居しようとする者の家賃の 3 倍以上の月収のある者） ・当該公営住宅の入居者又は入居予定でない者 ・住民税等の滞納がない者 ・日本国籍を有する者又は永住者若しくは特別永住者				
極度額	入居当初家賃の 18 か月分				
免除（減員を含む）	次の要件のうちいずれかの要件を満たす者 ・生活保護受給者（代理納付利用者） ・DV 被害者 ・福祉住宅の入居者				
機関保証	自然人の連帯保証人を探しても、見つからない場合、当該事業主体が指定した家賃債務保証業者の利用が可能（令和 3 年度～）				
家賃債務保証業者	当該事業主体が指定する 1 事業者で、保証料は月額家賃等の 50%（1 万円を下回るときは 1 万円）、1 年経過する毎に 1 万円の保証料が必要				
保証人に対する滞納家賃の請求状況					
請求の有無	有り				
請求の実績	令和 3 年度に延べ 203 世帯（他の年度等の請求実績は不明）				
保証人の確保が困難な人への対応					
	平成 30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	計
免 除（実績）	0 件	0 件	2 件	0 件	2 件
機関保証（実績）	—	—	—	14 件	14 件
入居辞退の発生状況					
	平成 30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	計
入居辞退件数	63 件	83 件	72 件	60 件	278 件
うち、保証人を確保できず入居辞退した者	4 件	8 件	3 件	2 件	17 件
保証人規定を残している理由					
保証人への滞納家賃の請求、保証人を通じた入居者本人への納付督促など、保証人を活用できないことによる滞納家賃の増加が懸念されるため					
入居者緊急時の連絡先等、家賃債務保証以外の役割を保証人に求めているため					
保証人の確保が困難な場合には免除することとしているため					
他の事業主体では保証人規定を残しているため					
保証人の存在により、滞納に対して一定の抑止効果が見込まれるため					
家賃収納率の推移 （現年度）	平成 29 年度	30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度
	99.3%	99.4%	99.4%	99.6%	99.6%
備 考					
特に無し					

保証人規定を残している事業主体（個票）

管理戸数	約 2,100 戸	直営・委託の別	委託（入退去・家賃収納・管理等）		
保証人規定の内容					
保証人の人数	自然人 1 人又は 2 人	種 別	連帯保証人		
保証人の要件	<p>下記要件を具備する者で、下記の①～④のいずれかの要件を満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保証能力のある者 ・日本国籍を有する者。外国人の場合は永住者又は特別永住者の者 ・公営住宅に入居していない者 <p>① 当該事業主体又は近隣市町村在住の親族 1 人 ② ①に該当する者を確保できない場合、当該事業主体在住の者 1 人（注1） ③ ①、②に該当する者を確保できない場合、遠方在住の親族 1 人（注2） ④ ①～③に該当する者を確保できない場合、当該事業主体在住の者 2 人</p> <p>（注）1 ただし、追加して、緊急連絡先として当該事業主体又は近隣市町村在住の親族 1 人か、連帯保証人として遠方在住の親族 1 人を要する。 2 ただし、追加して、緊急連絡先として当該事業主体在住の者 1 人又は近隣市町村在住の親族 1 人か、連帯保証人として遠方在住の親族 1 人を要する。</p>				
極度額	入居当初家賃の 12 か月分				
免除（減員を含む）	<p>保証人の確保に努めたものの確保できない者であって、次の事由に該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者（代理納付利用者） ・身体障害者、知的障害者、精神障害者の単身者 ・DV 被害者 ・建替等の事由により新たな入居承認を受けた者 				
機関保証	無し				
家賃債務保証業者	—				
保証人に対する滞納家賃の請求状況					
請求の有無	有り				
請求の実績	令和元年度：7 世帯、2 年度：7 世帯（3 年度：実績なし）				
保証人の確保が困難な人への対応					
	平成 30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	計
免 除（実績）	0 件	0 件	4 件	2 件	6 件
機関保証（実績）	—	—	—	—	—
入居辞退の発生状況					
	平成 30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	計
入居辞退件数	0 件	1 件	1 件	4 件	6 件
うち、保証人を確保できず入居辞退した者	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
保証人規定を残している理由					
保証人への滞納家賃の請求、保証人を通じた入居者本人への納付督促など、保証人を活用できないことによる滞納家賃の増加が懸念されるため					
入居者緊急時の連絡先等、家賃債務保証以外の役割を保証人に求めているため					
家賃収納率の推移（現年度）	平成 29 年度	30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度
	96.1%	96.5%	96.8%	97.5%	97.5%
備 考					
当該事業主体では、親族を保証人として優先的に求めつつ、確保が困難な状況に応じて「当該事業主体又は近隣市町村在住の親族 1 人」から「当該事業主体在住の 2 人」まで段階的に要件を緩和し、保証人を確保できずに入居できない者を可能な限り減らす工夫を行っている。					

保証人規定を残している事業主体（個票）

管理戸数	約 2,400 戸	直営・委託の別	委託（入退去・家賃収納・管理等）		
保証人規定の内容					
保証人の人数	自然人 1 人	種 別	連帯保証人		
保証人の要件 （自然人）	下記要件を具備する者 ・独立の生計を営む者で、確実な保証能力を有すること ・入居者の親族であること				
極度額	入居当初家賃の 12 か月分				
免除（減員を含む）	次に該当する場合に免除 ・単身者（満 60 歳以上、生活保護受給者等の条件有り）で、かつ、親族のいない場合 ・親族がいるものの、次のいずれかに該当する場合 ①生活保護を受給している、②要介護 1 以上の介護認定を受けている、 ③行方不明である、④他の公営住宅に入居している				
機関保証	無し				
家賃債務保証業者	—				
保証人に対する滞納家賃の請求状況					
請求の有無	有り				
請求の実績	令和元年度：90 世帯、2 年度：59 世帯、3 年度：71 世帯				
保証人の確保が困難な人への対応					
	平成 30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	計
免 除（実績）	0 件	0 件	0 件	1 件	1 件
機関保証（実績）	—	—	—	—	—
入居辞退の発生状況					
	平成 30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	計
入居辞退件数	（不明）	42 件	40 件	36 件	118 件
うち、保証人を 確保できず入居 辞退した者	（不明）	3 件	4 件	2 件	9 件
保証人規定を残している理由					
保証人への滞納家賃の請求、保証人を通じた入居者本人への納付督促など、保証人を活用できないこと による滞納家賃の増加が懸念されるため					
入居者緊急時の連絡先等、家賃債務保証以外の役割を保証人に求めているため					
保証人の確保が困難な場合には免除することとしているため					
他の事業主体では保証人規定を残しているため					
保証人の存在により、滞納に対して一定の抑止効果が見込まれるため					
家賃収納率の推移 （現年度）	平成 29 年度	30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度
	98.6%	98.8%	98.5%	98.8%	98.9%
備 考					
当該事業主体では、保証人の納付金額を入居者（名義人）と区別して管理することが困難とする事業主 体がみられる中において、納付書に入居者（名義人）ではなく保証人の氏名・住所を記載することで保証 人の納付金額の的確な把握・管理につなげている（特徴的な取組事例集No.11 参照）。					

保証人規定を残している事業主体（個票）

管理戸数	約 4,000 戸	直営・委託の別	委託（入退去・家賃収納・管理等）		
保証人規定の内容					
保証人の人数	自然人 2 人	種 別	連帯保証人		
保証人の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・独立の生計を営み確実な保証能力のある者で、「当該事業主体内に住所又は勤務場所のある者」又は「申込者の親族」 ・「確実な保証能力」のある者とは、次の①～④のいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ① 申込者の 3 親等以内の親族である者（ただし、3 親等以内の親族である者を 2 人連帯保証人とするときは、そのうち 1 人は次の②～④のいずれかに該当） ② 年間の総所得が 124 万 8,000 円を超える者（年金は 0.657 換算） ③ 消費税を適正に納付している個人事業者 ④ 年間 10 万円以上の固定資産税を適正に納付している者 				
極度額	入居時の近傍同種の住宅の家賃の 18 か月分				
免除（減員を含む）	<p>保証人の確保に努めたものの確保できない者であって、次の事由に該当する者については、保証人の数を 1 人に減員することを認める。</p> <p>【連帯保証人を 1 人に減員する要件】（平成 17 年 6 月～）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 20 歳未満の子を扶養している配偶者のない者 ・ 単身で入居する 60 歳以上、障害者 等 <p>また、保証人の確保に努めたものの確保できない者であって、次の事由に該当する者については、保証人の確保を免除する。</p> <p>【連帯保証人を免除する要件】（令和 4 年 4 月～）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護受給者（代理納付利用者） ・ 75 歳以上で単身入居者 ・ 特別障害のある単身入居者 ・ 被災者 ・ DV 被害者 				
機関保証	無し				
家賃債務保証業者	—				
保証人に対する滞納家賃の請求状況					
請求の有無	有り				
請求の実績	令和元年度：11 世帯、2 年度：23 世帯（3 年度：未確定）				
保証人の確保が困難な人への対応					
	平成 30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	計
免 除（実績） ^{（注）}	33 件	53 件	52 件	66 件	208 件
（注）保証人を 2 人とも免除する規定は令和 4 年 4 月から導入しており、当該実績は 2 人を 1 人にすることを認めた実績。					
機関保証（実績）	—	—	—	—	—
入居辞退の発生状況					
	平成 30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	計
入居辞退件数	70 件	76 件	91 件	47 件	284 件
うち、保証人を確保できず入居辞退した者	19 件	27 件	27 件	15 件	88 件
保証人規定を残している理由					
保証人への滞納家賃の請求、保証人を通じた入居者本人への納付督促など、保証人を活用できないことによる滞納家賃の増加が懸念されるため					
家賃収納率の推移（現年度）	平成 29 年度	30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度
	99.7%	99.8%	99.8%	99.7%	99.7%
備 考					
当該事業主体では、過去に家賃滞納累積が議会で問題になり、議会から家賃滞納への対策を強く求められた経緯等を踏まえ、保証人の要件として資力等を厳格に求めており、また、保証人を確保できない者への配慮（免除規定）も限定的なものとしている。そのため、当該事業主体では、保証人を確保できないことによる入居辞退者が毎年多数発生している。					

保証人規定を残している事業主体（個票）

管理戸数	約 2,900 戸	直営・委託の別	直営		
保証人規定の内容					
保証人の人数	自然人 2 人又は法人	種 別	連帯保証人		
保証人の要件 （自然人）	<p>下記要件を具備する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「独立の生計を営み、かつ、入居決定者と同等以上の収入を有する者」であり、以下を満たす者 <ul style="list-style-type: none"> ①生活保護を受給していないこと、②公営住宅に入居していないこと ③同一世帯からは 1 人のみ ・公営住宅に入居していない親族又は当該事業主体内に居住する者 				
極度額	入居当初家賃の 12 か月分				
免除（減員を含む）	<p>保証人の確保に努めたものの確保できない者であって、次の事由に該当する者については、保証人の数を 1 人に減員することを認める。</p> <p>【連帯保証人を 1 人に減員する要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 65 歳以上 ・ 生活保護受給者 ・ 障害者等、DV 被害者、被災者、戦傷者、難病患者、犯罪被害者 等 ・ その他、家賃を滞納するおそれがない程度の収入を有する者 <p>また、保証人の確保に努めたものの確保できない者であって、次の事由に該当する者については、保証人の確保を免除する。</p> <p>【連帯保証人を免除する要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護受給者（代理納付利用者）であり、高齢で自立の見込みが立たない者 				
機関保証	当該事業主体と協定を締結する家賃債務保証業者（2 社）				
家賃債務保証業者	<p>利用有り（令和 4 年 2 月～）</p> <p>※初回保証委託料：初回・・・月額家賃等の 50%（年額）。1 万円未満の場合は 1 万円 2 年目以降・・・1 万円（年額）</p>				
保証人に対する滞納家賃の請求状況					
請求の有無	有り				
請求の実績	令和元年度：不明、2 年度：2 世帯、3 年度：13 世帯				
保証人の確保が困難な人への対応					
	平成 30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	計
免 除（実績）	11 件	10 件	24 件 （免除 2 件）	47 件 （免除 8 件）	92 件 （免除 10 件）
機関保証（実績）	—	—	—	2 件	2 件
入居辞退の発生状況					
	平成 30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	計
入居辞退件数	20 件	10 件	36 件	23 件	89 件
うち、保証人を 確保できず入居 辞退した者	1 件	2 件	0 件	2 件	5 件
保証人規定を残している理由					
保証人への滞納家賃の請求、保証人を通じた入居者本人への納付督促など、保証人を活用できないことによる滞納家賃の増加が懸念されるため					
入居者緊急時の連絡先等、家賃債務保証以外の役割を保証人に求めているため					
保証人の確保が困難な場合には免除することとしているため					
他の事業主体では保証人規定を残しているため					
家賃収納率の推移 （現年度）	平成 29 年度	30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度
	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%
備 考					
当該事業主体では、家賃を滞納した入居者に対して、家計相談や家賃分納の提案、生活困窮者に対する福祉部局との連携を行うなど事業主体が積極的に福祉的アプローチを行い、現年度家賃収納率が 99.9%を超えるなど高い収納率を維持している（特徴的な取組事例集No.2 参照）。					

保証人規定を残している事業主体（個票）

管理戸数	約 900 戸	直営・委託の別	委託（入退去・家賃収納・管理等）		
保証人規定の内容					
保証人の人数	自然人 2 人	種 別	連帯保証人		
保証人の要件	下記要件を具備する者 ・独立の生計を営み、かつ、入居者以上の収入を有する者 ・親族、又は当該事業主体内に住所を有する者 ・市区町村営住宅又は都道府県営住宅の入居者でない者 ・連帯保証人同士が、独立した生計を営んでいること				
極度額	入居当初家賃の 12 か月分				
免除（減員を含む）	【免除】 保証人の数を 0 人に免除する規定は定めていない。 【減員】 保証人の確保に努めたものの確保できない者であって、次の事由に該当する者については、保証人の人数を 1 人に減員することを認める。（令和 3 年 10 月～） <ul style="list-style-type: none"> ・ 60 歳以上のみの世帯 ・ 生活保護受給世帯 ・ 名義人が障害者、DV 被害者、大規模災害の被災者、戦傷者、犯罪被害者 等 ・ その他首長が特に必要と認める者 				
機関保証	無し				
家賃債務保証業者	—				
保証人に対する滞納家賃の請求状況					
請求の有無	無し				
請求の実績	—				
保証人の確保が困難な人への対応					
	平成 30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	計
免 除（実績）	—	—	—	2 件	2 件
（注）当該事業主体では、令和 3 年 10 月から保証人を減員（2 人→1 人）する規定を定めており、令和 3 年度に 2 件実績有り。					
機関保証（実績）	—	—	—	—	—
入居辞退の発生状況					
	平成 30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	計
入居辞退件数	0 件	1 件	4 件	0 件	5 件
うち、保証人を確保できず入居辞退した者	0 件	0 件	2 件	0 件	2 件
保証人規定を残している理由					
保証人への滞納家賃の請求、保証人を通じた入居者本人への納付督促など、保証人を活用できないことによる滞納家賃の増加が懸念されるため					
入居者緊急時の連絡先等、家賃債務保証以外の役割を保証人に求めているため					
保証人の確保が困難な場合には要件を満たす場合、減員することとしているため					
家賃収納率の推移（現年度）	平成 29 年度	30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度
	99.3%	99.5%	99.7%	99.5%	99.4%
備 考					
当該事業主体は、保証人に対して滞納家賃の請求を現状行っていない。しかし、家賃滞納者に督促状を出す前に管理委託事業者の職員が直接訪問し、未納のお知らせを届けに行く取組を実施しており、支払いを失念していた者や、高齢者等で足が悪く支払いに行けなかった者から集金するなどし、高い家賃収納率を維持している。					

保証人規定を残している事業主体（個票）

管理戸数	約 1,300 戸	直営・委託の別	直営		
保証人規定の内容					
保証人の人数	自然人 2 人	種 別	連帯保証人		
保証人の要件	下記要件を具備する者 ・入居者及び他の連帯保証人と独立した生計を営む者 ・入居者と同等の資力又は資産を有する者 ・成人している者であって、現に日本国内に住所を有するもの ・次の事項のいずれにも該当しない者 死亡、後見・保佐・破産、生活保護受給者、受刑者等				
極度額	入居当初家賃の 24 か月分				
免除(減員を含む)	保証人の確保に努めたものの確保できない者であって、次の事由に該当する者については、保証人の数を減員や免除する。 ① 60 歳以上、障害者、生活保護受給者、DV 被害者 等 ② ①に該当せず、保証人を確保できない場合				
機関保証	無し				
家賃債務保証業者	－				
保証人に対する滞納家賃の請求状況					
請求の有無	例外を除き、請求していない				
請求の実績	例外 令和 3 年度:1 件（入居者への納付督促を依頼する目的で保証人に連絡したところ、保証人が自発的に支払う意向を示したため、請求したもの）				
保証人の確保が困難な人への対応					
	平成 30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	計
免 除 (実績)	15 件	21 件	16 件	20 件	72 件
機関保証 (実績)	－	－	－	－	－
入居辞退の発生状況					
	平成 30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	計
入居辞退件数	4 件	4 件	10 件	4 件	22 件
うち、保証人を確保できず入居辞退した者	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
保証人規定を残している理由					
保証人への滞納家賃の請求、保証人を通じた入居者本人への納付督促など、保証人を活用できないことによる滞納家賃の増加が懸念されるため					
入居者緊急時の連絡先等、家賃債務保証以外の役割を保証人に求めているため					
保証人の確保が困難な場合には免除することとしているため					
家賃収納率の推移 (現年度)	平成 29 年度	30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度
	95.5%	96.1%	96.5%	96.8%	97.0%
備 考					
当該事業主体では、条例により 2 人の保証人の確保を求めているものの、保証人を確保できなかった入居決定者がいた場合、確保できなかった人数に応じて保証人を免除し、2 人の保証人を確保できなくても入居できるようにしている（特徴的な取組事例集No.5 参照）。					

保証人規定を削除した事業主体（個票）

管理戸数	約 3,600 戸	直営・委託の別	委託（入退去手続・家賃 収納・施設管理等）
保証人規定削除日（改正条例施行日）		平成 31 年 4 月 1 日	
保証人規定削除前の状況			
保証人の人数	自然人 2 人	種 別	連帯保証人
保証人の要件	下記要件のいずれかを具備する者 ・入居決定者と同居しない親族又は当該事業主体内に居住している者 ・入居決定者と同等以上の収入がある者 ・未成年者、成年被後見人、被保佐人又は破産者でない者		
免除 (減員を含む)	規定内容	・DV被害者は免除可 ・単身、母子、生活保護、障害者、高齢者のいずれかに該当する世帯は 1 人に減員可	
	実績	・免除については、規定削除前の直近 3 か年で実績なし ・減員については、令和 4 年 4 月 1 日現在、確認できる限りで 304 世帯	
保証人の活用	保証人に対して滞納家賃の請求実績あり。		
保証人規定削除に向けた検討状況			
削除した理由	国土交通省から保証人規定の見直しを求める通知 ^(註) が発出されたため		
	保証人に対し滞納家賃を請求する事例が少ないなど保証人を活用する機会が少ないため		
	保証人を確保できないことによる入居辞退等が発生していたため		
削除に当たり考慮した事項	他の事業主体における保証人規定の削除状況 平成 30 年 11 月に当該事業主体と行政レベルが同規模の全国の 54 事業主体に独自に書面調査を行い、保証人に係る規定状況等を確認したところ、保証人規定を削除している事業主体はみられなかった。 また、国土交通省から提供された資料によると、全国 1,668 事業主体のうち 13 事業主体が保証人規定を削除していた。		
	保証人規定の削除により想定される支障・課題 保証人に滞納家賃を請求できなくなり、滞納家賃が増加する懸念があるが、保証人への請求頻度は多くなく、滞納者本人からの的確に徴収することで対応が可能である。		
	保証人規定を残す場合の支障・課題 保証人の納付状況を入居者とは別に管理するためにはシステム改修が必要であり、改修費用の確保や改修に係る設計書の作成事務等が生じる。		
	滞納家賃の請求状況、入居者の急病時の緊急連絡先など保証人の活用状況 保証人に滞納家賃の請求は行っているものの、その頻度は滞納者本人と比べて多くなく、活用する機会は少ない。		
	保証人を確保できないことによる入居辞退等の発生状況 下記「参考データ」参照		
規定削除後の状況			
効果	保証人を確保できないことによる入居辞退等の解消		
講じた 主な対策	滞納者本人からの的確な徴収 長期に渡り滞納し、かつ納付できないほど生活が困窮しているとは認められない等の条件		

	<p>を満たす滞納者については、最終的に公営住宅の明渡し及び滞納家賃の支払いに係る訴訟を提起することとしており、適正かつ円滑に事務処理を行えるよう、必要な手続の流れや内容、所要期間等を取りまとめたマニュアルを新たに作成した。</p> <p>緊急連絡先の届出制度の導入（平成31年4月から） 人数：1人以上 要件：入居者以外の者</p>				
支障	無し				
参考データ					
区分	平成29年度	30	令和元年度	2	3
家賃収納率（現年度）	99.1%	98.8%	98.6%	98.3%	98.3%
	保証人規定削除後に入居した者の家賃収納率（現年度）				98.5%
入居辞退者数	28人	33人	24人	15人	13人
	保証人を確保できないことによる辞退者数	5人	1人	平成31年4月規定削除につき未発生	
備 考					
<p>保証人規定削除前から入居している者に対しては、規定削除後においても保証人契約を継続することとしている事業主体がみられるところ（当局が実地調査した削除した14事業主体中5事業主体）、当該事業主体では、保証人契約の解除を可能とするとともに、その旨を積極的に周知している（特徴的な取組事例集No.9参照）。</p>					

保証人規定を削除した事業主体（個票）

管理戸数	約 1,000 戸	直営・委託の別	直営
保証人規定削除日（改正条例施行日）		令和 3 年 3 月 18 日	
保証人規定削除前の状況			
保証人の人数	自然人 1 人	種別	連帯保証人
保証人の要件	下記要件を具備する者 ・独立の生計を営み、かつ、入居を決定された者と同程度以上の収入を有する者 で、首長が適当と認める者 ・身元の確実な者		
免除 (減員を含む)	規定内容	首長は、特別の事情があると認める者に対しては、連帯保証人の署名を免除することができる	
	実績	これまでに免除された入居者は生活保護受給者のみ	
保証人の活用	保証人に対して滞納家賃の請求は基本的に実施していない。		
保証人規定削除に向けた検討状況			
削除した理由	国土交通省から保証人規定の見直しを求める通知 ^(注) が発出されたため		
	他の事業主体が保証人規定を削除していたため		
	保証人を確保できないことによる入居辞退等が発生していたため 当該事業主体に残っている入居希望者からの照会記録によると、保証人を確保できずに入居の申込みを断念したケースが平成 24 年度から 29 年度までに 4 件みられた。		
削除に当たり考慮した事項	他の事業主体における保証人規定の削除状況 既に保証人規定を削除した 6 市町に独自にアンケート調査（条例改正の時期、滞納への対策、家賃債務保証業者の利用、緊急連絡先の提出、連絡先の役割、連絡先になれる人の条件、死亡、失踪時の対応、当初想定していなかった問題があるか）を実施し、参考とした。		
	保証人規定の削除により想定される支障・課題 ・入居者が家賃を滞納した時の債務保証 ・単身入居者の死亡時、行方不明時の連絡先の確保		
	滞納家賃の請求状況、入居者の急病時の緊急連絡先など保証人の活用状況		
規定削除後の状況			
効果	入居に係る事務の負担軽減・円滑化 高齢者世帯での世帯主死亡による同居人への承継手続の際に、保証人が不要となったことで承継事務が円滑に進むようになった。		
講じた主な対策	滞納者本人からの的確な徴収 ・保証人規定を削除する以前に比べ、債権管理を強化した。具体的には、滞納者への催告については毎月実施（以前は年 1、2 回程度）し、適宜滞納者を訪問又は呼び出し（面談）するなど、早い段階での滞納解消及び滞納の累積防止を図ることとした。 ・滞納者との面談において、収入減等が滞納の原因となっている者には住居確保給付金などの生活困窮者支援制度の紹介を行った。		
	緊急連絡先の届出制度の導入（令和 3 年 3 月 18 日から） 人数：1 人（場合によっては 2 人） 要件：親族。親族が当該事業主体外在住者である場合は、別に親族以外の当該事業主体内住者の登録が必要		

支障	無し				
参考データ					
区分	平成29年度	30	令和元年度	2	3
家賃収納率（現年度）	94.7%	97.6%	96.2%	97.2%	97.0%
保証人規定削除後に入居した者の家賃収納率（現年度）					不明
入居辞退者数	不明	不明	不明	不明	不明
保証人を確保できないことによる辞退者数	0人	0人	0人	0人	0人
備 考					
<p>当該事業主体では、高齢者の世帯が多く（高齢者（65歳以上）同居世帯は入居世帯の79.6%。令和4年4月1日現在）、新規入居時だけでなく、既存入居者の同居人に対する入居承継の際にも保証人の確保が問題になることが予想されたことから、保証人規定を削除する検討に入ったとしている。</p>					

保証人規定を削除した事業主体（個票）

管理戸数	約 100 戸	直営・委託の別	直営
保証人規定削除日（改正条例施行日）	令和 2 年 4 月 1 日		
保証人規定削除前の状況			
保証人の人数	自然人 2 人	種別	保証人
保証人の要件	下記要件を具備する者 ・入居決定者と同程度以上の収入を有する者 ・入居決定者が当該事業主体内在住又は在勤の場合、2 人とも当該事業主体外でもよいが、1 人は隣接した市町の親族であること ・入居決定者が当該事業主体外在住者の場合、1 人は当該事業主体内在住者であること		
免除 (減員を含む)	規定内容	有り（特別の事情があると認める者）	
	実績	平成 30 年度において、免除 1 件（高齢者世帯）、減員 2 件（ひとり親世帯かつDV被害者、生活保護世帯）	
保証人の活用	保証人に対して滞納家賃の請求は基本的に実施していない。		
保証人規定削除に向けた検討状況			
削除した理由	国土交通省から保証人規定の見直しを求める通知 ^(註) が発出されたため		
	他の事業主体が保証人規定を削除していたため		
	保証人に対し滞納家賃を請求する事例が少ないなど保証人を活用する機会が少ないため		
	保証人を確保できないことによる入居辞退等が発生していたため 正確には未発生であるが、上述の平成 30 年度の免除等 3 件については、特別の事情があると認められなければ、入居辞退に至っていたもの。		
	その他（公営住宅の入居希望者等から意見・要望があったため。保証人を確保できない入居申込者の増加に対応するため。）		
削除に当たり考慮した事項	他の事業主体における保証人規定の削除状況 近隣の事業主体では、家賃滞納率が比較的高いため保証人規定削除には躊躇 ^{ちゅうちよ} するところばかりであったが、当事業主体は家賃収納率がほぼ 100%で推移しており、保証人規定を残す理由は見られないと判断。		
	保証人規定の削除により想定される支障・課題 ・入居者に事故等が発生した場合の緊急連絡先がなくなる。 ・保証人に対し滞納家賃の請求ができなくなる。		
	保証人規定を残す場合の支障・課題 ・的確な根拠に基づく極度額の設定方法		
	滞納家賃の請求状況、入居者の急病時の緊急連絡先など保証人の活用状況		
	保証人を確保できないことによる入居辞退等の発生状況		
規定削除後の状況			
効果	入居に係る事務の負担軽減・円滑化		
	保証人の極度額に対する納付状況を管理するためのシステム改修が不要になった		
講じた主な対策	家賃収納率の向上対策 備考欄参照。		

	緊急連絡先の届出制度の導入（平成30年11月から先行実施） 人数：3人（難しい場合は1人） 要件：入居者（名義人）以外。同居人を緊急連絡先に登録できるが、その場合には他に同居していない方を必ず1人以上。				
支障	無し				
参考データ					
区分	平成29年度	30	令和元年度	2	3
家賃収納率（現年度）	100%	100%	100%	100%	97.3%
	保証人規定削除後に入居した者の家賃収納率（現年度）				100%
入居辞退者数	不明	不明	不明	不明	不明
	保証人を確保できないことによる辞退者数	0人	0人	0人	令和2年4月規定削除につき未発生
備 考					
当該事業主体は、保証人規定を条例から削除した令和2年4月以降、滞納者に滞納分の納入通知書を送付する際、「公営住宅家賃の支払に困っている方の相談の受付について」と題する文書を同封している。同文書には、「家賃負担を軽減する方法の例」や「相談窓口」が記載されており、これにより該当する滞納者に対して早期の相談を促し、滞納状況の悪化防止に努めている（特徴的な取組事例集No.4参照）。					

保証人規定を削除した事業主体（個票）

管理戸数	10,000 戸以上	直営・委託の別	委託(入退去手続・施設管理)
保証人規定削除日（改正条例施行日）	令和 2 年 4 月 1 日		
保証人規定削除前の状況			
保証人の人数	自然人 1 人	種 別	連帯保証人
保証人の要件	下記要件を具備する者 ・独立の生計を営む者 ・確実な保証能力を有すること ・入居決定者の親族		
免除 (減員を含む)	規定内容	無し	
	実績	無し	
保証人の活用	保証人に対して滞納家賃の請求は基本的に実施していない。		
保証人規定削除に向けた検討状況			
削除した理由	国土交通省から保証人規定の見直しを求める通知 ^(注) が発出されたため		
	保証人を確保できないことによる入居辞退等が発生していたため		
	保証人への請求は成果につながりにくい一方、事務負担となっているため		
	極度額に対する保証人の納付状況を確認・管理できないため		
	その他（身寄りのない単身高齢者が増加しているため。保証人を求めないことにより、入居者の増加が見込まれ、空き室の解消、使用料収入の増加につながるため。）		
削除に当たり考慮した事項	他の事業主体における保証人規定の削除状況 令和元年 10 月に、都道府県及び指定都市を対象に全国 66 事業主体の保証人規定の検討状況を独自に調査したところ、32 事業主体が削除する方向で検討していた。		
	保証人規定の削除により想定される支障・課題		
	保証人規定を残す場合の支障・課題 今後更に身寄りのない単身高齢者等が増加し、保証人を確保できないことにより入居できない者が増加することを懸念。		
	滞納家賃の請求状況、入居者の急病時の緊急連絡先など保証人の活用状況		
	保証人を確保できないことによる入居辞退等の発生状況 下記「参考データ」参照		
規定削除後の状況			
効果	保証人を確保できないことによる入居辞退等の解消		
	入居に係る事務の負担軽減・円滑化		
講じた主な対策	納付機会の拡大 家賃の納付方法は口座振替と直接納付があり、直接納付の場合、納付できる場所は金融機関だけであったが、滞納を防止するため、令和 3 年 3 月から新たにコンビニエンスストアでの直接納付（以下「コンビニ納付」という。）を可能とした。コンビニ納付の利点は 24 時間納付が可能な点であり、納付全体の約 5%がコンビニ納付となっている。		
	緊急連絡先の届出制度の導入（令和 2 年 4 月から） 人数：2 人		

	要件：同居者以外で、1人は入居決定者の親族、もう1人は親族又は友人				
支障	現時点では無いが、将来的には不明。例えば、入居者が滞納したまま退去した場合の対応など。				
参考データ					
区分	平成29年度	30	令和元年度	2	3
家賃収納率（現年度）	97.3%	97.3%	97.3%	97.9%	98.2%
保証人規定削除後に入居した者の家賃収納率（現年度）					不明
入居辞退者数	425人	399人	170人 ※4月～9月の数値	不明	不明
保証人を確保できないことによる辞退者数	53人	30人	14人 ※4月～9月の数値	令和2年4月規定削除につき未発生	
備 考					
<p>当該事業主体は、平成31年2月に「単身入居者死亡による残置物の取扱要領」を定め、同要領の中で相続人調査や残置物の引取り等、残置物を処分するに当たり必要な作業を明記している。また、同要領には、相続人が不明な場合や、相続人が判明していても対応してもらえない場合の手続などについても、細かく規定されている（特徴的な取組事例集No.12 参照）。</p>					

保証人規定を削除した事業主体（個票）

管理戸数	10,000 戸以上	直営・委託の別	委託(入退居手続・家賃 収納・施設管理)		
保証人規定削除日（改正条例施行日）		令和2年4月1日			
保証人規定削除前の状況					
保証人の人数	自然人1人	種別	保証人		
保証人の要件	下記要件を具備する者 ・入居決定者と同程度の収入を有する者 ・独立の生計を営む者				
免除 (減員を含む)	規定内容	特別の事情があると認める者			
	実績	実績はあるものの、件数及び事情は不明			
保証人の活用	保証人に対して滞納家賃の請求は基本的に実施していない。				
保証人規定削除に向けた検討状況					
削除した理由	国土交通省から保証人規定の見直しを求める通知 ^(注) が発出されたため				
	保証人に対し滞納家賃を請求する事例が少ないなど保証人を活用する機会が少ないため				
削除に当たり考慮した事項	他の事業主体における保証人規定の削除状況 県が削除する方針であったため、県の担当者と情報の共有を図った。				
	保証人規定の削除により想定される支障・課題 入居者が家賃を滞納した際は、保証人に対して、入居者に家賃の納付を促すよう協力を依頼するものの、家賃の請求はしていない。そのため、保証人の規定を削除したとしても、これまでと同様に、入居者に対して早い段階で小まめな納付指導を行うことによって、家賃収納への悪影響を抑えることができる。				
規定削除後の状況					
効果	入居に係る事務の負担軽減・円滑化 電話等での問合せに対して、保証人が必要である説明が不要になった。				
講じた主な対策	緊急連絡先届の提出 人数：1人 要件：・当該事業主体内に居住している入居希望者、入居者又は入居承継希望者の親族。 ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない ・やむを得ない事由がある場合は、緊急連絡先の業務等を承諾することができる法人又は団体も可				
支障	無し				
参考データ					
区分	平成29年度	30	令和元年度	2	3
家賃収納率（現年度）	99.5%	99.6%	99.5%	99.6%	99.6%
保証人規定削除後に入居した者の家賃収納率（現年度）					不明
入居辞退者数	不明	不明	不明	不明	不明
保証人を確保できないことによる辞退者数	0人	0人	0人	令和2年4月規定削除につき未発生	
備考					
<p>当該事業主体では、①保証人に対して滞納家賃の請求を行っていなかったこと、②早期の段階での納付指導を徹底することで高い家賃収納率を維持してきたことなどから、保証人規定を削除することについて特に抵抗はなかったとしている。</p> <p>また、同事業主体は、国の通知等に基づき保証人免除規定を平成9年度に制定し、免除の対象者を拡大した15年度以降、公営住宅の入居希望者に対して緊急連絡先届の提出を求めている。</p> <p>なお、保証人を確保できない場合は、緊急連絡先の提出で入居を認め、この際、緊急連絡先の届出が困難という場合には、誓約書の提出をもって緊急連絡先届の提出を猶予している（特徴的な取組事例集No.8参照）。</p>					

保証人規定を削除した事業主体（個票）

管理戸数	約 2,900 戸	直営・委託の別	委託（入退去手続・家賃 収納・施設管理等）
保証人規定削除日（改正条例施行日）		令和 2 年 1 月 1 日	
保証人規定削除前の状況			
保証人の人数	自然人又は法人 1 人	種 別	連帯保証人
保証人の要件	入居決定者と同程度以上の収入を有する者（可能な限り親族等で近隣居住の者と するよう依頼）		
免除 (減員を含む)	規定内容	無し	
	実績	無し	
保証人の活用	保証人に対して滞納家賃の請求実績あり。		
保証人規定削除に向けた検討状況			
削除した 理由	国土交通省から保証人規定の見直しを求める通知 ^(註) が発出されたため		
	他の事業主体が保証人規定を削除していたため		
	保証人への請求は成果につながりにくい一方、事務負担となっているため		
	極度額に対する保証人の納付状況を確認・管理できなくなるため		
削除に当 たり考慮 した事項	他の事業主体における保証人規定の削除状況 令和元年 6 月に近隣の 9 事業主体との会議で保証人規定の見直し状況について情報交換したところ、いずれの事業主体も残す又は検討中であった。 他方、令和元年 7 月に県及び他市に保証人の見直し状況等についてヒアリングしたところ、県は削除方針であり、他市によると全国の指定都市はおおむね削除方針とのことであった。		
	保証人規定の削除により想定される支障・課題 他の事業主体の中には、免除により保証人がいない入居者が多数いるにもかかわらず、入居者が滞納した場合に納付指導を早期に行うことによって、保証人がいる当該事業主体よりも高い家賃収納率を達成している事業主体があることを把握した。		
	保証人規定を残す場合の支障・課題 当該事業主体の公営住宅管理システムでは、入居者と保証人の納付を区別して把握できないため、保証人が納付しても入居者が納付したものと記録される。このため、次のような懸念が想定された。 <ul style="list-style-type: none"> ・極度額に達するまでの残額を、保証人への債務履行請求通知に掲載できず、保証人に説明できない。 ・入居者が既に滞納家賃を支払っているにもかかわらず、保証人が重複して納付してしまった場合、保証人ではなく入居者に還付せざるを得ない。 なお、極度額の管理が可能になったと仮定しても、保証人からの納付金額が極度額まで達した場合には、入居者に新たな保証人を設定してもらう必要があるが、家賃滞納を続ける入居者には困難であるとの課題が想定される。		
	保証人への請求など保証人に係る各種業務負担の軽減		
規定削除後の状況			
効果	入居に係る事務の負担軽減・円滑化 保証人に公営住宅賃貸借契約書への自署及び押印を求めており、特に保証人が遠方に居住している場合には、契約書のやりとり時間に時間を要していたが、その事務が不要となった。		

	<p>入居者本人への納付指導の注力等による家賃収納率の向上</p> <p>令和2年度以降、保証人を求めなくなったことに伴い、保証人への債務履行請求は、令和元年度以前の保証人に対するものに限定され、その件数は、令和2年度107件、3年度78件と減ってきている。当該請求により納付につながる例は少ない一方、保証人からの問合せの電話対応も必要なところ、当該請求に係る事務負担が減少された分、滞納者本人への納付指導に注力でき、家賃収納率の向上に寄与している。</p>				
	<p>保証人の極度額に対する納付状況を管理するためのシステム改修が不要になった</p>				
講じた 主な対策	<p>滞納者への早期の納付指導</p> <p>滞納家賃が2か月分となった場合、滞納者に催告書を送付しているが、納付されない場合、電話催告の実施を徹底し、早期のうちに滞納が解消されるよう納付指導している。</p>				
	<p>緊急連絡先の届出制度の導入（令和2年1月から）</p> <p>人数：1人 要件：なし（可能な限り親族かつ当該事業主体内又は近郊に居住している者とするよう依頼）</p>				
支障	無し				
参考データ					
区分	平成29年度	30	令和元年度	2	3
家賃収納率（現年度）	96.1%	97.0%	97.0%	98.2%	98.3%
	保証人規定削除後に入居した者の家賃収納率（現年度）				98.1%
入居辞退者数	不明	40人	33人	17人	28人
保証人を確保できないことによる辞退者数	正確には把握していないが、おおむね0人			令和2年1月規定削除につき未発生	
備 考					
<ul style="list-style-type: none"> 当該事業主体は、複数ある理由の中でも「極度額に対する保証人の納付状況を確認・管理できなくなる」ことを特に意識して削除に至ったとしている。 当該事業主体は、緊急連絡先届の様式において、事業主体側がどういった場合に緊急連絡先に連絡するかを記載するとともに、入居者及び緊急連絡先がどういった場合（「使用料等を滞納している場合」又は「その他契約違反の行為があった場合」）に連絡を受けることを希望するか確認する欄を設けている（特徴的な取組事例集No.7参照）。 					

保証人規定を削除した事業主体（個票）

管理戸数	約 210 戸	直営・委託の別	直営		
保証人規定削除日（改正条例施行日）	令和 2 年 4 月 1 日				
保証人規定削除前の状況					
保証人の人数	自然人 2 人	種別	連帯保証人		
保証人の要件	下記要件を具備する者 ・入居者と同程度以上の収入がある者 ・当該事業主体内に居住する者（特別の事情がある場合は、当該事業主体外の居住者も可） ・独立の生計を営む者				
免除 (減員を含む)	規定内容	有り（特別の事情があると認める者）			
	実績	無し			
保証人の活用	保証人に対して滞納家賃の請求は基本的に実施していない。				
保証人規定削除に向けた検討状況					
削除した理由	国土交通省から保証人規定の見直しを求める通知 ^(注) が発出されたため				
	他の事業主体が保証人規定を削除していたため				
	保証人に対し滞納家賃を請求する事例が少ないなど保証人を活用する機会が少ないため				
削除に当たり考慮した事項	他の事業主体における保証人規定の削除状況				
	保証人規定の削除により想定される支障・課題 入居者が家賃を滞納した際は、入居者本人への納付指導によって家賃が収納されているため、これまで、保証人に対して滞納整理の引き受けを依頼した事例はない。これより、削除しても支障がない旨を認識。				
	保証人規定を残す場合の支障・課題 単身高齢者等住宅の確保に配慮を要する人が保証人を確保できないために入居できないという事態の発生を懸念。				
規定削除後の状況					
効果	入居に係る事務の負担軽減・円滑化				
講じた主な対策	緊急連絡先の届出制度の導入（令和 2 年 4 月から） 人数：1 人 要件：無し				
支障	無し				
参考データ					
区分	平成 29 年度	30	令和元年度	2	3
家賃収納率（現年度）	98.3%	98.8%	96.4%	96.5%	97.4%
	保証人規定削除後に入居した者の家賃収納率（現年度）				100.0%
入居辞退者数	不明	不明	不明	不明	不明
	保証人を確保できないことによる辞退者数	0 人	0 人	0 人	令和 2 年 4 月規定削除につき未発生
備考					
当該事業主体においては、高齢な入居世帯が多く（世帯主の年齢が 70 歳以上の入居世帯は全入居世帯の 76.6%。令和 3 年 4 月 1 日現在）、これまでに保証人を確保できずに入居できなかった事態が発生していないものの国土交通省からの通知に示されたように、同事業主体においても、今後ますます単身高齢者の入居希望者の増加が予想されていることから、国土交通省から見直しを求める通知が発出されたことを機会に保証人規定を削除することとしたことがうかがえる。					

保証人規定を削除した事業主体（個票）

管理戸数	約 600 戸	直営・委託の別	直営		
保証人規定削除日（改正条例施行日）		令和 2 年 4 月 1 日			
保証人規定削除前の状況					
保証人の人数	自然人又は法人 1 人	種別	連帯保証人		
保証人の要件	独立の生計を営み、かつ、入居決定者と同程度以上の収入を有する者				
免除 (減員を含む)	規定内容	有り（特別の事情があると認める者）			
	実績	なし			
保証人の活用	保証人に対して滞納家賃の請求実績あり。				
保証人規定削除に向けた検討状況					
削除した理由	国土交通省から保証人規定の見直しを求める通知 ^(註) が発出されたため				
	他の事業主体が保証人規定を削除していたため				
	その他（極度額の導入により保証債務に制限がかかるため）				
検討に当たり考慮した事項	他の事業主体における保証人規定の削除状況 令和元年 10 月に県、指定都市及び当該事業主体と人口規模が同程度の 4 事業主体の計 6 事業主体について保証人規定の見直し状況を確認したところ、6 事業主体のうち 4 事業主体が削除予定であった。				
	保証人規定の削除により想定される支障・課題 家賃収納率については、滞納者本人に早期に対応することにより、悪化を防ぐことが可能であることを認識。				
	保証人規定を残す場合の支障・課題 国土交通省から公営住宅の目的を踏まえ保証人の確保を前提とすることから転換すべきとの考えが示され、他の事業主体が保証人規定を削除する中、保証人規定を廃止することが賢明と判断。				
規定削除後の状況					
効果	入居に係る事務の負担軽減・円滑化 入居者において、保証人引受けの依頼、保証人の所得証明書等必要な資料の準備などを行う必要がなくなり、入居に係る手続負担が軽減された。				
講じた主な対策	緊急連絡先の届出制度の導入（令和 2 年 4 月から） 人数：2 人 要件：1 人は同居者以外の者（可能な限り親族や近隣の自治体に居住している者とするよう依頼）				
支障	無し				
参考データ					
区分	平成 29 年度	30	令和元年度	2	3
家賃収納率（現年度）	98.2%	98.4%	99.0%	99.6%	99.6%
保証人規定削除後に入居した者の家賃収納率（現年度）					100%
入居辞退者数	0 人	3 人	3 人	1 人	2 人
保証人を確保できないことによる辞退者数	0 人	1 人	0 人	令和 2 年 4 月規定削除につき未発生	
備考					
当該事業主体では、滞納期間や滞納額が増えるほど回収が困難になるとの判断から、令和 2 年 10 月に滞納整理の手順を見直し、事業主体の呼出しに応じないなど、悪質な滞納者については、従来の滞納期間や滞納額の基準に達していない場合においても、直ちに契約解除等の通知を行うこととしている（特徴的な取組事例集 No.3 参照）。					

保証人規定を削除した事業主体（個票）

管理戸数	約 400 戸	直営・委託の別	直営		
保証人規定削除日（改正条例施行日）	令和 2 年 12 月 24 日				
保証人規定削除前の状況					
保証人の人数	自然人 1 人	種別	連帯保証人		
保証人の要件	独立の生計を営む者かつ入居決定者と同等以上の所得を得ている者				
免除 (減員を含む)	規定内容	60 歳以上、障害者、DV 被害者、生活保護費受給者等について、首長は保証書の提出を免除することができる。			
	実績	無し			
保証人の活用	保証人に対して滞納家賃の請求は基本的に実施していない。				
保証人規定削除に向けた検討状況					
削除した理由	国土交通省から保証人規定の見直しを求める通知 ^(注) が発出されたため				
	その他（入居者（名義人）の同居人の入居承継時に保証人の確保が困難なケースが発生したため）				
削除に当たり考慮した事項	他の事業主体における保証人規定の削除状況				
	保証人規定の削除により想定される支障・課題 滞納事案は今も発生しているが、保証人に対応を求めるような事案は近年発生していない。				
規定削除後の状況					
効果	保証人の極度額に対する納付状況を管理するためのシステム改修が不要になった				
講じた主な対策	家賃収納率の向上対策 「住宅家賃滞納整理マニュアル」を整備し、段階を踏んで対応していく。				
	緊急連絡先の届出制度の導入（条例改正時に導入） 人数：1 人 要件：無し				
支障	無し				
参考データ					
区分	平成 29 年度	30	令和元年度	2	3
家賃収納率（現年度）	91.1%	90.3%	88.6%	87.3%	88.0%
	保証人規定削除後に入居した者の家賃収納率（現年度）				99.9%
入居辞退者数	不明	不明	不明	不明(最低 1)	不明
保証人を確保できないことによる辞退者数	0 人	0 人	0 人	0 人	令和 2 年 12 月規定削除につき未発生
備 考					
特に無し					

保証人規定を削除した事業主体（個票）

管理戸数	約 1,200 戸	直営・委託の別	直営
保証人規定削除日（改正条例施行日）		令和 2 年 4 月 1 日	
保証人規定削除前の状況			
保証人の人数	自然人 2 人	種別	連帯保証人
保証人の要件	下記要件を具備する者 ・入居決定者と同程度以上の収入を有する者 ・入居決定者若しくは入居決定者と同居する者の親族又は県内に住所を有する者		
免除 (減員を含む)	規定内容	有り（災害その他の特別の事情があると認める者）	
	実績	無し	
保証人の活用	保証人に対して滞納家賃の請求実績あり。		
保証人規定削除に向けた検討状況			
削除した理由	国土交通省から保証人規定の見直しを求める通知 ^(注) が発出されたため		
	保証人を確保できないことによる入居辞退等が発生していたため		
削除に当たり考慮した事項	他の事業主体における保証人規定の削除状況 令和 2 年度に近隣に所在する 4 事業主体及び当該事業主体と同様に入居者への明渡訴訟の実績がある県内の主な 3 事業主体の保証人規定の見直し状況を確認したところ、近隣に所在する 4 事業主体は全て残す予定であり、明渡訴訟の実績がある県内の主な 3 事業主体は削除予定であった。		
	保証人規定の削除により想定される支障・課題 保証人に滞納家賃の請求ができなくなり、家賃収納率の低下が懸念されたが、他の事業主体における保証人の有無による家賃滞納率の比較データによると、家賃滞納率にほとんど差はみられなかった。		
	保証人規定を残す場合の支障・課題 極度額の設定をどのような根拠に基づき定めるべきか情報が不足していた。		
	滞納家賃の請求状況、入居者の急病時の緊急連絡先など保証人の活用状況 保証人には必要に応じて請求しているが、保証人の多くは自らが滞納家賃を支払う必要があるという認識が希薄である。他方で、保証人を残す場合、滞納者本人に加え、保証人 2 人に滞納家賃を請求する事務負担が生じる。		
	保証人を確保できないことによる入居辞退等の発生状況 下記「参考データ」参照		
規定削除後の状況			
効果	保証人を確保できないことによる入居辞退等の解消		
	入居に係る事務の負担軽減・円滑化 入居希望者に保証人 2 人を求めている根拠、必要性等を説明し、理解を得る必要があったが、その事務が不要となった。		
講じた主な対策	訴訟による滞納者本人への請求方針の堅持 規定削除前から滞納期間及び滞納額が一定以上で納付の意思が認められない者には公営住宅の明渡し及び滞納家賃の支払いに係る訴訟を提起し、滞納家賃を回収している。また、訴訟の副次的な効果として、他の滞納者へのプレッシャーになると考えている。		

	緊急連絡先の届出制度の導入（令和2年4月から）				
	人数：1人				
	要件：入居決定者若しくは入居決定者と同居する者の親族又は県内に住所を有する者				
支障	無し				
参考データ					
区分	平成29年度	30	令和元年度	2	3
家賃収納率（現年度）	97.5%	97.7%	96.5%	97.1%	96.8%
	保証人規定削除後に入居した者の家賃収納率（現年度）				96.7%
入居辞退者数	10人	31人	19人	12人	13人
保証人を確保できないことによる辞退者数	3人	10人	4人	令和2年4月規定削除につき未発生	
備 考					
<p>当該事業主体では、保証人規定の削除により家賃収納率の低下が懸念されるところ、他の事業主体からの情報収集に基づき、家賃収納率は保証人の有無による影響をほとんど受けないことを確認するとともに、入居者本人から滞納家賃を回収する方針を堅持することにより対策が可能として、削除に至っている。</p>					

保証人規定を削除した事業主体（個票）

管理戸数	約 100 戸	直営・委託の別	直営		
保証人規定削除日（改正条例施行日）	令和 2 年 4 月 1 日				
保証人規定削除前の状況					
保証人の人数	自然人 2 人	種別	連帯保証人		
保証人の要件	下記要件を具備する者 ・同居する家族以外で、独立の生計を営んでおり確実な保証能力を有する者 ・原則当該事業主体内在住の者				
免除 (減員を含む)	規定内容	有り（特別の事情があると認める者）			
	実績	・減員：障害者世帯に対し 1 人免除（平成 29 年度） ・免除：ひとり親かつDV被害者世帯に対し 2 人免除（平成 30 年度）			
保証人の活用	保証人に対して滞納家賃の請求は基本的に実施していない。				
保証人規定削除に向けた検討状況					
削除した理由	国土交通省から保証人規定の見直しを求める通知 ^(註) が発出されたため				
	他の事業主体が保証人規定を削除していたため				
削除に当たり考慮した事項	他の事業主体における保証人規定の削除状況 当該事業主体内に県営住宅が約 1,200 戸あるところ、県では保証人規定を削除していることを把握。同一事業主体内において保証人を求める住宅とそうでないものが混在するのは、好ましくないと判断。				
	保証人規定の削除により想定される支障・課題 ・入居者に事故等が発生した場合の緊急連絡先がなくなる。 ・保証人に対し滞納家賃の請求ができなくなる。				
	保証人規定を残す場合の支障・課題 残した場合、根拠を明確に説明できる極度額を設定する必要あり。				
	滞納家賃の請求状況、入居者の急病時の緊急連絡先など保証人の活用状況 家賃滞納の入居者に保証人から納付を促してもらった例が平成 30 年度、令和元年度に各 1 件あり。保証人に納付してもらった例はない。				
規定削除後の状況					
効果	入居に係る事務の負担軽減・円滑化 入居申込み→抽選→入居手続の過程で、従来であれば抽選後保証人 2 人の確保に手間取り、長い場合には 1 か月を要する者もいたが、保証人規定削除後は、そうした例はなくなり、次の入居募集に向けて事務を円滑に進められるようになった。				
講じた主な対策	家賃収納率の向上対策				
	緊急連絡カードの提出依頼（保証人規定削除前から実施） 人数：1 人 要件：無し（例示：子・親・親族・友人等）				
支障	無し				
参考データ					
区分	平成 29 年度	30	令和元年度	2	3
家賃収納率（現年度）	92.8%	94.3%	96.3%	96.7%	97.1%
保証人規定削除後に入居した者の家賃収納率（現年度）					99.0%
入居辞退者数	不明	不明	不明	不明	不明
保証人を確保できないことによる辞退者数	0 人	0 人	0 人	令和 2 年 4 月規定削除につき未発生	
備考					
特に無し					

保証人規定を削除した事業主体（個票）

管理戸数	約 300 戸	直営・委託の別	直営		
保証人規定削除日（改正条例施行日）	令和 2 年 4 月 1 日				
保証人規定削除前の状況					
保証人の人数	自然人 2 人又は法人	種別	連帯保証人		
保証人の要件	下記要件を具備する者 ・原則として当該事業主体内に居住し、確実な保証能力を有する者であること ・独立の生計を営む者であること ・当該事業主体の公営住宅の入居者でないこと ・成年被後見人、被保佐人又は被補助人でないこと ・1 人は入居決定者の親族であること				
免除 (減員を含む)	規定内容	有り（特別の事情があると認める者）			
	実績	無し			
保証人の活用	保証人に対して滞納家賃の請求実績あり。				
保証人規定削除に向けた検討状況					
削除した理由	国土交通省から保証人規定の見直しを求める通知 ^(注) が発出されたため				
	他の事業主体が保証人規定を削除していたため				
	保証人を確保できないことによる入居辞退等が発生していたため				
削除に当たり考慮した事項	他の事業主体における保証人規定の削除状況 県が保証人規定を削除する方針であることを前もって把握し、令和元年 11 月には、他の事業主体が調査し、整理した県内の全事業主体に関する保証人規定の見直し状況等を入手した。				
	保証人規定の削除により想定される支障・課題				
	保証人規定を残す場合の支障・課題 保証人規定を残した場合、公営住宅の管理システムの改修等を行い、保証人 2 人分の納付状況を個別に記録する必要がある、事務負担の増加が懸念された。				
	保証人を確保できないことによる入居辞退等の発生状況				
規定削除後の状況					
効果	保証人を確保できないことによる入居辞退等の解消				
	保証人の極度額に対する納付状況を管理するためのシステム改修が不要になった				
講じた主な対策	緊急連絡先の届出制度の導入（令和 2 年 4 月から） 人数：2 人 要件：・緊急時に連絡を受ける者で同居者以外 ・2 人のうち 1 人は入居決定者の親族。ただし、首長がやむを得ないと認めるときは、連絡対象者を 1 人とし、又は定めないのである。 ・連絡対象者は成人とする。				
支障	無し				
参考データ					
区分	平成 29 年度	30	令和元年度	2	3
家賃収納率（現年度）	97.7%	97.3%	97.0%	98.6%	98.8%
保証人規定削除後に入居した者の家賃収納率（現年度）					99.0%
入居辞退者数	5 人	8 人	6 人	4 人	6 人
保証人を確保できないことによる辞退者数	辞退者あり ※人数は不明			令和 2 年 4 月規定削除につき未発生	
備考					
当該事業主体では、県内の全事業主体の見直し状況を把握しており、県をはじめ他の事業主体が削除予定であったことを踏まえ、削除に至っている。					

保証人規定を削除した事業主体（個票）

管理戸数	約 100 戸	直営・委託の別	直営
保証人規定削除日（改正条例施行日）	令和 2 年 4 月 1 日		
保証人規定削除前の状況			
保証人の人数	自然人又は法人 1 人	種別	連帯保証人
保証人の要件	<p>下記要件を具備する者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未成年者、成年被後見人、被保佐人又は破産者でない者 ・弁済能力を有する者 ・次の①から③のいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ① 当該事業主体内在住者又は在勤者 ② 隣接 4 市町内の在住者 ③ 上記を除く当該事業主体外の親族（民法第 725 条に定める親族（配偶者を除く。）） 		
免除 (減員を含む)	規定内容	有り（首長の承認を受けたときは、この限りではない）	
	実績	無し	
保証人の活用	保証人に対して滞納家賃の請求は基本的に実施していない。		
保証人規定削除に向けた検討状況			
削除した理由	国土交通省から保証人規定の見直しを求める通知 ^(註) が発出されたため		
	保証人に対し滞納家賃を請求する事例が少ないなど保証人を活用する機会が少ないため		
削除に当たり考慮した事項	他の事業主体における保証人規定の削除状況 令和元年時点で、県内の自治体が保証人規定削除の方向との情報を得て、当該事業主体でも規定の削除にかかる検討に着手。隣接事業主体（2 市 2 町）では規定削除の意向はみられなかったが、当該事業主体では規定削除の方向で条例改正を目指し、令和 2 年 3 月議会で可決・成立。同年 4 月から施行。		
	保証人規定の削除により想定される支障・課題 <ul style="list-style-type: none"> ・入居者に事故等が発生した場合の緊急連絡先がなくなる。 ・保証人に対し滞納家賃の請求ができなくなる。 		
	保証人規定を残す場合の支障・課題 適切な根拠に基づく極度額の設定に困難を感じており、ならば保証人規定を削除した方が、事務負担の軽減になると考えた。		
	滞納家賃の請求状況、入居者の急病時の緊急連絡先など保証人の活用状況		
	保証人を確保できないことによる入居辞退等の発生状況		
規定削除後の状況			
効果	保証人を確保できないことによる入居辞退等の解消		
講じた主な対策	家賃収納率の向上対策 家賃の収納は原則口座振替で行っているが、振替が（残高不足等により）行われなかった場合、入居者を訪問し、納付督促及び現状把握を実施。滞納が連続する場合には、入居者に面談し納付スケジュールの指導、納付計画を立案させている。		

	緊急連絡先届出制度の導入（令和2年4月から） 人数：最低1人以上（規程なし、契約書様式は2人） 要件：無し（運用上、できる限り親族を依頼）				
支障	無し				
参考データ					
区分	平成29年度	30	令和元年度	2	3
家賃収納率（現年度）	100%	100%	99.8%	100%	99.8%
	保証人規定削除後に入居した者の家賃収納率（現年度）				95.3%
入居辞退者数	不明	不明	不明	不明	不明
保証人を確保できないことによる辞退者数	0人	0人	0人	令和2年4月規定削除につき未発生	
備 考					
保証人規定削除前から入居している者に対しては、規定削除後において保証人契約を継続又は入居者からの申出を受けて解除可能とする事業主体がみられるところ、当該事業主体では、改正条例の附則により保証人を一律緊急連絡先とみなすこととしている（特徴的な取組事例集No.10 参照）。					

保証人規定を削除した事業主体（個票）

管理戸数	約 110 戸	直営・委託の別	直営		
保証人規定削除日（改正条例施行日）	令和 2 年 4 月 1 日				
保証人規定削除前の状況					
保証人の人数	自然人 2 人	種 別	連帯保証人		
保証人の要件	下記要件を具備する者 ・入居決定者と同程度以上の収入を有する者 ・未成年者、成年被後見人、被保佐人又は破産者でない者 ・弁済の能力を有する者 ・当該事業主体の住民税を滞納していない者				
免除 (減員を含む)	規定内容	有り（特別の事情があると認める者）			
	実績	不明			
保証人の活用	保証人に対して滞納家賃の請求は基本的に実施していない。				
保証人規定削除に向けた検討状況					
削除した理由	国土交通省から保証人規定の見直しを求める通知 ^(注) が発出されたため				
	他の事業主体が保証人規定を削除していたため				
削除に当たり考慮した事項	他の事業主体における保証人規定の削除状況 県からの提供資料で把握				
規定削除後の状況					
効果	入居に係る事務の負担軽減・円滑化 保証人が不要となったことで保証人に関する審査事務が無くなり、負担軽減				
講じた主な対策	緊急連絡先の届出制度の導入（令和 2 年 4 月から） 人数：2 人 要件：特に無し				
支障	無し				
参考データ					
区分	平成 29 年度	30	令和元年度	2	3
家賃収納率（現年度）	99.1%	98.6%	99.0%	99.4%	98.1%
保証人規定削除後に入居した者の家賃収納率（現年度）				100.0%	99.6%
入居辞退者数	不明	不明	不明	不明	不明
保証人を確保できないことによる辞退者数	0 人	0 人	0 人	令和 2 年 4 月規定削除につき未発生	
備 考					
当該事業主体では、担当者がほとんどの滞納者の滞納理由を把握しているなど、特に滞納しがちな入居者の生活状況を確認し、納付指導に対応することで高い家賃収納率を維持しており、こうした点も規定削除に踏み切った要因と考えられる。					